

始良市農業委員会総会議事録（令和2年9月）

1. 開催日時 令和2年9月30日（水） 午後1時～午後2時50分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飩 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（7人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番推進委員、2 番推進委員、4 番推進委員、
5 番推進委員、12 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について

- 9. 議案第 7 号 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）について
- 10. 議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 11. 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和２年９月） （大会議室に農業委員全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和２年度第６回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議 長	————— 会務報告 ————— それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
議 長	————— 議事録署名委員の指名 ————— 議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１３番農業委員、１４番農業委員にお願いいたします。
議 長	————— 会議書記の指名 ————— つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。

議 長	なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 9 月 30 日、契約の始期は 10 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、5 年間が 4 件、10 年間が 2 件で、合計 6 件となっております。面積につきましては、合計 19,322㎡となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 6 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 6 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 6 番までについては、原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————

議 長 事務局	次に、日程第４ 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 １番から８番について説明をお願いします。 まずは、１番から３番については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。 それでは、議案第２号 農地法３条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、４ページから５ページでございます。今月の申請件数は、８件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の１ページから６ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、１番についてご説明申し上げます。 譲受人 豊留在住の〇〇。譲渡人 大阪府泉北郡忠岡町在住の〇〇他１名の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄元下〇〇番 田、字貝柄下〇〇番 田、２筆の１，０９１㎡となります。 以上で、１番の説明を終わります。 それでは、２番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 豊留在住の〇〇。譲渡人 和歌山県海南市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番〇 田、字貝柄下〇〇番 田、２筆の１，４６２㎡となります。 以上で、２番の説明を終わります。 それでは、３番についてご説明申し上げます。 譲受人 豊留在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他１名の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字小森川原〇〇番 田、１筆の１，０００㎡となります。 以上で、３番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の１番から３番に関連して、１１番推進委員に、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１１番推進委員です。 それでは、１番から３番について、調査報告をいたします。令和２年９月２１日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、豊留の〇〇商店の東西１００ｍから２００ｍに、５か所の田んぼがあります。耕作面積は、自作地が１３，１２７㎡、今回の申請地３，５５３㎡で、総面積が１６，６８０㎡となります。トラクター等の機械も全て揃っており問題ありません。 よって、当申請は、農地法第３条第２項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、１番から３番の報告を終わります。

議 長		次の、4番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町下久徳在住の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字上水流〇〇番 田、1筆の541㎡となります。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の4番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。8番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年9月15日午後1時、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、現職時代に〇〇農機に勤務され、退職後は営農され、地域のリーダー的存在です。申請地は、県立蒲生高校から南西に500mの位置です。耕作面積は6反ほどで、労働力は夫婦2人です。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、4番の報告を終わります。
議 長		次の、5番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、5番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 加治木町西別府在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字飯地〇〇番〇 田、字飯地〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1,928㎡となります。 以上で、5番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の5番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年9月23日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、通作距離が近い田んぼを探していたところ、本人が経営している自動車整備工場の横の田んぼであることから売買となりました。農機具は、トラクター、防除機、軽トラックを所有されています。労働力は夫婦2人、農業経験も豊富で問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、5番の報告を終わります。
議 長		次の、6番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、6番についてご説明申し上げます。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、平松字荒平〇〇番 畑、字北村園〇〇番 畑、字桑原〇〇番〇 畑、字一町田〇〇番〇 田、字一町田〇〇番〇 田、5筆の合計面積が2, 528㎡となります。 以上で、6番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の6番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年9月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人と譲渡人は、親子関係で、同居されています。農作業も、一緒にしているとのこと。トラクター等の機械も全て揃っており問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、6番の報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番についてご説明申し上げます。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 下名在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、平松字大字都〇〇番 田、字峯高〇〇番〇 田、字峯高〇〇番 田、3筆の合計面積が3, 991㎡となります。 以上で、7番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の7番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年9月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。譲受人と譲渡人は、親子関係であります。譲渡人は現在、老人ホームに入所されています。トラクター等の機械も全て揃っており問題ありません。申請地は、山に近いところにあり、1か所は水稻が作付けしてありますが、残りの2か所は8・6水害により耕作不能となっております。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、7番の報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、8番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 加治木町諏訪町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字迫田〇〇番〇 田、1筆の1, 313㎡となります。 以上で、8番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の8番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番推進委員です。調査報告をいたします。 令和2年7月23日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行いました。譲受人は、電気工事店を営しながら、妻と農業も行っております。通作路の関係で、野菜を栽培するとのこと。農機具も揃っており問題ありません。農業経験についても、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、8番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第3号 ————— それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。

事務局	まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、6 ページです。今月の件数につきましては、2 件です。 それでは 1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が始良市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇、変更後も同じであります。土地の所在が平松字池田〇〇番〇 田、1 筆の 3 9 6 m²です。当初の転用目的は宅地造成で、令和 2 年 5 月 1 1 日に 5 条許可がなされています。変更後の目的も、宅地造成で、宅地分譲（6 区画）として利用するためとのこととでございます。こちらは、議案第 4 号の 2 番、議案第 5 号の 8 番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、1 0 番推進委員に、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 2 番と、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 8 番とも関連がありますので、一括して調査の調査並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 0 番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県警察学校から、西に約 9 0 m の位置です。被害防除現況としまして、東が田、西が農道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次に、2 番についての説明を求めます。 それでは 2 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が日置市の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇、変更後が鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。土地の所在が東餅田字上古川〇〇番〇 田、1 筆の 2 0 2 m²です。当初の転用目的は駐車場で、平成 2 9 年 7 月 5 日に 5 条許可がなされています。変更後の目的は、店舗で、店舗（衣類販売店）を建築するとのこととでございます。こちらは、議案第 5 号の 1 5 番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 2 番に関連して、3 番農業委員に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 5 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員 議 長	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、東公民館から、西に約70mの位置です。被害防除現況としまして、東が水路、西が市道、南も市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
委員 議 長	「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員 議 長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
議 長 事務局	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から2番について、説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は7ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、加治木町新生町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字一丁田〇〇番 畑、1筆の314㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は車置場で、理由といたしましては、平成20年より車置場にしており、以後も車置場として利用したいとのこととございます。資金につきましては、転用済のため不要で、土

議 長	地改良区からの意見書があります。また、始末書と被害防除計画書も添付されております。 以上で、1 番の説明を、終わります。
委 員	ただいまの説明の1 番に関連して、5 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5 番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、岩原公民館から北西に約1 5 0 mの位置にあります。被害防除現況として、東が雑種地、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、既に車置場として利用しており、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、始良市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。土地の所在は、平松字池田〇〇番〇 田、1 筆の3 9 6 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由といたしましては、宅地分譲（6 区画）として利用することとでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、議案第5号の8 番と一体利用で、全事業面積1, 4 1 7 m²となっております。こちらは、議案第3号の1 番、議案第5号の8 番と関連があります。 以上で、2 番の説明を、終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第3号の1 番で、1 0 番推進委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1 番から2 番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

委員	の1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
————— 議案第5号 —————	
議長	次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から15番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、8ページから12ページでございます。今月の申請件数につきましては、15件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 日置市在住の〇〇。譲渡人 増田在住の〇〇です。土地の所在が、増田字吉野町〇〇番〇 田、字吉野町〇〇番〇 田、2筆の合計面積が387㎡です。土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 90.26㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、自己住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、除外済のため、不要となっております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、三船郵便局から東に約80mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が県道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。

議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人は、兵庫県加古川市在住の〇〇他3名です。土地の所在は、東餅田字上古川〇〇番〇 田、1筆の面積が182㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅 1棟 115.20㎡で、理由としましては、市道に面しており、利便性が高いため共同住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。3番農業委員です。調査報告いたします。
事務局	農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、東公民館から北西に約80mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が荒地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字北辰原〇〇番〇 畑、字北辰原〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が262㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 148.53㎡で、理由のほうは、申請地に自己の用に供する住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接宅地〇〇（25.24㎡）と一体利用で、全事業面積が287.24㎡です。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説

議 長 委 員	明をお願いします。 はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、船津浄水場から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字一丁田〇〇番〇 田、1筆の200㎡です。都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は貸駐車場で、理由としましては、月極の貸駐車場にする計画に至ったとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、岩原公民館から、北西に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が市道、北が農道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 借人 船津在住の〇〇。貸人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在は、船津字栢川原〇〇番 畑、1筆の994㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅

議 長	と駐車場で、理由としましては、自己の永住用の家屋と管理している児童発達支援等の従業員・来客用駐車場の建設計画に至ったということでございます。こちらは、融資で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、春花公民館から、南西に約400mの位置にございます。被害防除ですが、東が宅地、西が宅地と畑、南が山林、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 静岡県御殿場市在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇他3名です。土地の所在が、東餅田字願成寺〇〇番〇 畑、1筆の面積が286㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 144.54㎡で、理由としましては、申請地を取得して、一般住宅を建築したいということでございます。こちらは、融資で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、山下わたる内科から、東に約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が墓地、西が市道、南が宅地、北が転用地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。

議 長 事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇他3名です。土地の所在が、東餅田字願成寺〇〇番〇 畑、1筆で面積が34㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第1種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は通路で、理由としましては、現在の出入り口は狭く車の出し入れ等が不便とのこととございます。自己資金で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。3番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、山下わたる内科から、東に約10mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が墓地、西が市道、南が転用地、北が宅地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 委 員	次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 始良市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他1名です。土地の所在が、平松字池田〇〇番 田、字池田〇〇番 田、2筆の合計面積が1,021㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。宅地造成で、理由としましては、宅地分譲（6区画）として利用するためということとございます。資金のほうは、自己資金と融資で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書が添付されてございます。こちらは、議案第4号の2番との一体利用で、全事業面積が1,417㎡です。こちらにつきましては、議案第3号の1番、議案第4号の2番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第3号の1番で、10番推進委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。

事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字平松原〇〇番〇 畑、1筆の面積が214㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由のほうにつきましては、事業継続のため、申請地を宅地造成することとさせていただきます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書が添付されてございます。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、重富地区公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が宅地、南が転用地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇です。土地の所在は、平松字平松原〇〇番 畑、1筆の面積が666㎡です。都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、事業継続のため、宅地造成することとさせていただきます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付がされてございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。

議 長	農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富地区公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が市道、西が宅地、南も宅地、北が転用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、11番について事務局の説明を求めます。 それでは、11番につきまして、ご説明いたします。 借人 加治木町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。貸人 蒲生町米丸在住の〇〇です。土地の所在は、蒲生町米丸字新田〇〇番〇 田、1筆の954㎡です。申請地につきましては、農用地区内農地であります。転用目的は現場事務所・資材置場で、理由につきましては、経営体育成基盤整備事業 米丸地区2-1工区施行のためとのことでございます。自己融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。こちらは、令和2年12月31日までの一時転用であります。こちらにつきましては、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、米丸簡易郵便局から、南に約250mの位置です。被害防除現況ですが、東が県道、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。 それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 東京都日野市在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字楠元〇〇番〇 畑、1筆の208㎡となっております。

議 長	す。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 108.06㎡で、理由につきましては、現在借家のため、自己の住宅を建築したいとのことでございます。自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、顛末書の添付もあります。こちらの農地につきましては、隣接宅地〇〇番〇（160.32㎡）との一体利用で、全事業面積368.32㎡です。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、楠元公民館隣接地です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 それでは、13番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 寺師在住の〇〇。譲渡人 同じく寺師在住の〇〇。土地の所在が、寺師字講田〇〇番〇 田、1筆で1,465㎡のうち646㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 123.00㎡で、理由につきましては、申請地を取得して、息子が帰郷後、父からその土地を借り受けて一般住宅を建築するということでございます。資金については、自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書、被害防除計画書、面積超の理由書の添付があります。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から、東に約450mの位

議 長	置です。被害防除現況は、東が県道、西が畑と山林、南が県道、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明、融資証明があるため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
事務局	次の、14番について事務局の説明を求めます。 それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇他5名。土地の所在が、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、字江湖〇〇番〇 田、2筆の合計面積が731㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、申請地は事務所及び既存の資材置場に接しており、管理が便利であるあるということでございます。自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。5番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、日通商事から、北東に約90mの位置です。被害防除現況は、東が荒地、西が宅地、南が市道、北も市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、15番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 日置市の有限会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在が、東餅田字上古川〇〇番〇 田、1筆の202㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、店舗 1棟 72.00㎡で、理由につきましては、店舗（衣類販売店）を建築するとのことでございます。融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきま

	しては、議案第3号の2番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第3号の2番で、3番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 調査員の皆さん、ご苦労様でした。
議 長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から15番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	[挙 手]
議 長	8番推進委員。
委 員	はい。8番推進委員です。 議案第3号の1番、議案第4号の2番、議案第5号の8番での参考資料4ページですが、事業計画書の面積が1,021㎡と1,417㎡となっていますが、どのようになっていますか。それと、3ページの道路付近ですが、6mの幅となっています。47ページでは、4mとなっていますが、基準はあるのですか。4m以上であれば幅員は制限というか規定はないのですか。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	4ページの事業計画書は、5条申請のもので、1,021㎡となっております。括弧内のほうは、一体利用を合わせた1,417㎡となっております。幅員の関係ですが、通常家を建てる場合は、4m以上の幅員が必要であります。規定については、ないと思われます。
議 長	8番推進委員よろしいでしょうか。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに何かありませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 議長	[賛成多数] 賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から15番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、11番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ここで、しばらく休憩いたします。 (休憩)
議長 事務局	議案第6号 休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次に、日程第8 議案第6号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は永瀬在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、永瀬字宮原〇〇番田、1筆の518㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha以上の農用地区域内農地であります。変更後の使用目的は農業用倉庫で、理由としましては、規模拡大に伴い、米保管用倉庫を設置したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございました。こちらにつきましては、議案第7号の1番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議長 委員	ただいまの説明の1番に関連して、10番推進委員に、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。10番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置ですが、三船郵便局から、北へ約50mの位置です。被害防除の現況ですが、東が水路、西が田、南が雑種地、北が田です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。

議 長	以上で、報告を終わります。 次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、東餅田字下大門口〇〇番〇 田、字下大門口〇〇番〇 田、下大門口〇〇番〇 田、3筆の合計面積が1, 9 5 1 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、貸駐車場として貸していたが、返還されたため、畑として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、十日町公民館から、東へ約100mの位置です。被害防除の現況ですが、東が雑種地、西が田、南も田、北が里道です。申請実現の確実性ですが、営農計画書があり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	それでは、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]
議 長	17番農業委員。
委 員	はい。17番農業委員です。 確認です。1番のほうの現地調査報告書ですが、申請実現の確実性の中で、農業施設200m²以内で適当となっておりますが、申請面積は518m²となっていることと、2番のほうでは貸駐車場となっていたようですが、この時点で転用があったのか教えてください。
議 長	事務局いかがですか。 1番のほうですが、申請面積は518m²となっておりますが、55m²の米保管用倉庫（コンテナ）を設置するための利用目的変更願となっております。

議 長		ります。2番のほうは、隣接地のパチンコ駐車場として貸していましたが、返還されて、現在はコンクリートをはがされ畑となっております。特に、問題はないと思われます。
	委 員	17番農業委員よろしいでしょうか。
議 長		わかりました。
	委 員	ほかに何かありませんか。
議 長		[挙 手]
	委 員	14番農業委員。
議 長		はい。14番農業委員です。
	委 員	確認です。2番のほうの現地調査報告書で、申請実現の確実性の中に、営農計画書があり確実となっていますが、申請者本人の計画書なのか、畑としてやるよという計画書なのか教えてください。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	申請者本人がするよということでの申請でした。今後のことではありますが、面積が広いということで、耕作できない場合は、耕作者を探すため農業委員会に相談すると聞いております。
議 長		14番農業委員よろしいでしょうか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに何かありませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。
	委 員	議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長		[賛成多数]
	委 員	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 7 号	
議 長	次に、日程第 9 議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は永瀬在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、永瀬字宮原〇〇番 田、1 筆の 5 1 8 m²です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は農業用施設用地であります。補助事業との関連では、昭和 5 6 年県営ほ場整備事業（始良地区）となっております。理由としましては、規模拡大に伴い、米保管用倉庫を設置するということでございます。こちらにつきましては、議案第 6 号の 1 番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第 6 号の 1 番で、1 0 番推進委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略します。
議 長	それでは、議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第 8 号	
議 長	次に、日程第 1 0 議案第 8 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	はい。それでは、議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。

	本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 なお、資料16ページの10番から12番が、6番農業委員と18番農業委員に係る案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。 それでは、総会資料の15ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和2年10月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、16ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、利用権設定開始日を令和2年10月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の16ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規5件、AtoAは、2件、載せ換えは、5件の全体で12件の申請面積が、12,642㎡です。設定する権利別は、使用貸借が2件、賃貸借は10件で、期間別は、全て10年となっております。 今回の設定地域は、蒲生町上久徳地区と住吉地区の2地区となっております。 以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。
議 長	それでは、利用権設定開始日 令和2年10月1日 各筆1番から9番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年10月1日 各筆1番から9番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	「賛成多数」
議 長	賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年10月1日 各筆1番から9番までについて、原案のとおり決定いたし

		ました。 なお、議案第8号 利用権設定開始日 令和2年10月1日 各筆10番から12番については、議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 10番から11番の関係者、6番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(6番農業委員退席)
議 長		それでは、10番から11番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和2年10月1日 各筆10番から11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和2年10月1日 各筆10番から11番については原案のとおり決定しました。 6番農業委員は、着席してください。
	委 員	(6番農業委員着席)
議 長		次に、12番の関係者、18番農業委員の退席をお願いします。
	委 員	(18番委員退席)
議 長		それでは、12番について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日令和2年10月1日 12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和 2 年 1 0 月 1 日 1 2 番については、原案のとおり決定しました。 1 8 番農業委員は、着席してください。
委 員	（1 8 番委員着席）
————— 農地あっせんの経過報告 —————	
議 長	次に日程第 1 1、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 今月は、特にありません。 以上で報告を終わります。
議 長	委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	〔質問・意見なし〕
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に日程第 1 2、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。9 月は 2 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約 9 月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。

その他	
議 長	それでは日程第１３、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	[発言なし]
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
事務局	○ 農業委員会だよりの記事について
議 長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和２年度 第６回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	[閉会] 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員
